

# 農地・水保全管理支払交付金

【[所要額] 28, 575(23, 448) 百万円】

## 対策のポイント

- ・農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付します。
- ・日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー(補修・更新)を拡充し、対策に取り組む集落を追加的に支援します。

## <背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、個々の農家では対応困難なそれらの保全管理の取組について下支えする必要があります。
- ・これまで農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきましたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う仕組みの構築が必要です。

## 政策目標

地域の共同活動により機能維持してきた農業用施設(農業用排水路28万km、農道16万km)を長寿命化し、安定した食料供給に貢献

## <主な内容>

### 1. 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援

農地・農業用水等の資源について、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの「農地、水路等の資源の日常の管理」と、水質保全、生態系保全などの「農村環境の向上に資する活動」を支援します。

共同活動支援交付金[所要額] 22, 790(22, 697) 百万円  
補助率：定額(単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等)  
事業実施主体：地域協議会

### 2. 施設の長寿命化のための活動への支援

個々の農家での対応が困難なことから、現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施によりこれまで地域共同で行ってきた資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う集落を直接交付により支援します。

向上活動支援交付金 4, 740( ) 百万円  
補助率：定額(単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等)  
事業実施主体：集落

### 3. 農地・水保全管理支払の推進

農地・水保全管理支払の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築します。

農地・水保全管理支払推進交付金 1, 046( ) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、地域協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2447(直))]

# 農地・水保全管理支払交付金

【〔所要額〕 28,575 (23,448) 百万円】

## 農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

### 現 状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり
- 農業用排水路等の施設の老朽化

### 課 題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要
- 農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

## 農地・農業用水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

### 農地・水保全管理支払交付金

- 農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付。
- 日常の管理に加え、集落の手による、農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー（補修・更新）を追加し、対策に取り組む集落を追加的に支援。

#### 共同活動支援交付金【非公共】

22,790 (22,697) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ



農道脇への花の植栽

単価： 都府県の水田 4,400円/10a  
(うち国の支援額2,200円/10a) 等

#### 向上活動支援交付金【非公共】～新規～

4,740 ( 0 ) 百万円

- ・ 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- ・ 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援



水路の補修・更新



砂利舗装をアスファルト舗装へ

単価： 都府県の水田 4,400円/10a  
(うち国の支援額2,200円/10a) 等

併せて

#### 農地・水保全管理支払推進交付金【非公共】～新規～

1,046 ( 0 ) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

## 農地・農業用水等の資源や環境の保全と長寿命化

# 食と地域の交流促進対策交付金

【1, 973 (0) 百万円】

## 対策のポイント

食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援します。

## <背景/課題>

- ・農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るためには、農山漁村の6次産業化を推進するなど、農山漁村の活性化を図ることが喫緊の課題です。
- ・このためには、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要であり、こうした多様な取組を拡大するため、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付します。

## 政策目標

約500億円規模の集落型の経済活動を創出（平成27年度）

## <主な内容>

### 1. 食と地域の交流促進集落活性化対策

「子ども農山漁村交流プロジェクト(注)」、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付します。

補助率：定額（1集落あたり上限250万円を基本）

事業実施主体：集落等

(注)「子ども農山漁村交流プロジェクト」とは、農林水産省、総務省、文部科学省が連携して、全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う活動を推進している取組です。

### 2. 食と地域の交流促進支援対策

個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

### 3. 都市農業振興整備対策

都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援します。

補助率：定額（1/2相当）

事業実施主体：民間団体、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030(直)）]

# 食と地域の交流促進対策交付金

農林漁業者の所得の向上と集落の維持・再生を図るため、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援。

農林漁業者の所得の向上

集落の維持・再生

6次産業化の推進による農山漁村の活性化

農林漁業者による生産・加工・販売の一体化に併せ

集落ぐるみの都市農村交流等の取組により、6次産業化を一層推進

「食と地域の交流促進対策交付金」の創設

食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用し、集落ぐるみの都市農村交流等の促進により農山漁村の活性化を目指す取組を、直接かつ集中的に支援。

(基本スキーム)



【ポイント】

- 従来の個別補助金を廃止し、地域にとって使いやすい交付金に一本化
- 集落は多様な取組が、自由かつ柔軟に実施可能
- 中間団体を經由せず、取組主体の集落に直接交付

<支援する集落の取組内容>

- 子ども交流など教育の場としての活用 (子ども農山漁村交流プロジェクト)
- 都市人材の活用 (田舎で働き隊)
- 観光と連携した都市農村交流 (グリーン・ツーリズム)

など、教育、観光等との連携強化による新たな交流需要の創造に向けた取組を支援

〔関係府省とも連携〕